

別紙1(第10条～12条関係)

認証手数料及び確認調査手数料等の額 (消費税込み)

I 認証手数料 (第10条関係)

1 飲食料品 (果実飲料)

- (1) A基準の工場の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 413,600円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・ 11,000円)
- (2) B基準の工場の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333,300円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・ 6,600円)
- (3) B基準の工場からA基準の工場への切換えの認証・・・・・・・・ 185,900円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・ 11,000円)
- (4) A基準の工場からB基準の工場への切換えの認証・・・・・・・・ 101,200円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・ 6,600円)

2 有機加工食品

- 生産行程管理者の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244,200円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・ 7,700円)

3 上記1及び2において、本会の認証事業者が、合併等に伴い新たな事業者として従前の施設を申請する場合

- (1) 飲食料品(果実飲料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89,100円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・ 6,600円)
- (2) 有機加工食品・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62,700円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・ 7,700円)

II 確認調査手数料 (第11条第1項関係)

1 飲食料品 (果実飲料)

- (1) A基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107,800円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・ 11,000円)
- (2) B基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89,100円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・ 6,600円)

2 有機加工食品

- 生産行程管理者の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62,700円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・ 7,700円)

3 上記1の(2)及び2を同時に実施する場合・・・・・・・・ 113,880円

- (1の(2)についてのみ再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 6,600円)
- (2についてのみ再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 7,700円)

(1の(2)及び2とも再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・10,790円)

Ⅲ 臨時確認調査手数料 (第11条第2項及び第3項関係)

1 飲食料品 (果実飲料)

- (1) A基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・107,800円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・11,000円)
- (2) B基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・89,100円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・6,600円)

2 有機加工食品

- 生産行程管理者の確認調査・・・・・・・・・・62,700円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・7,700円)

- 3 上記1の(2)及び2を同時に実施する場合・・・・・・・・・・113,880円
(1の(2)についてのみ再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・6,600円)
(2についてのみ再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・7,700円)
(1の(2)及び2とも再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・10,790円)

Ⅳ 講習会等受講料 (第12条第1項関係)・・・・・・・・講習会等開催のつど、別に会長理事が定める。

Ⅴ 認証書再交付手数料 (第12条第2項関係)・・・・・・・・1件当たり2,100円

Ⅵ 文書交付手数料 (第12条第3項関係)・・・・・・・・1件当たり440円

Ⅶ 認証申請取下げ手数料 (第10条第2項関係)・・・・・・・・31,430円

【備考】

- ① 「A基準の工場」とは、格付のための検査を自己で行う工場をいう。
- ② 「B基準の工場」とは、格付のための検査を第三者機関に委託して行う工場をいう。
- ③ 上記Ⅰ～Ⅲの調査において旅費を伴う場合は、手数料とは別に、調査毎に本会の旅費規程に基づく旅費等が加算される。なお、同一行程で2業者以上の実地調査を行う場合には当該事業者で按分する。